

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	しらおいちよう	ふりがな	しらおいちようかつせいかけいかく
計画主体名	白老町	活性化計画名	白老町活性化計画
計画期間 事業実施期間	R2年度 ~R4年度 R2年度	総事業費(交付金)	356,426千円(108,534千円)
活性化計画目標	交流人口の増加	事業活用活性化計画目標	交流人口の増加78,780人 商品開発3商品

計画主体 確認の日付	令和2年2月21日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-----------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	✓		活性化計画では、当該施設の整備により地域交流の促進や町の活性化を目的としており、法律および基本方針に適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	✓		本事業は、本町の基幹産業である畜産業を効果的に発信し、地域交流の促進や町の活性化を目的としており、事業構成の内容は妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	✓		取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	✓		実施中ではない。

1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	✓		「第5次白老町総合計画（H24～H31）」における「観光事業の観光客受け入れ環境整備・充実」「白老町まち・ひと・しごと総合戦略」においても5本柱の一つに「観光による地域づくり・交流推進と移住定住の推進」がうたわれている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	✓		本事業主体は本町のブランド牛【白老牛】を取り扱う「白老牛銘柄推進協議会」の会員であり、R2.1 に役員会議で活性化計画及び事業実施計画について合意を得たところである。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	✓		「白老牛銘柄推進協議会」の構成員には2名の女性が参加している。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	✓		「白老牛銘柄推進協議会」の構成員であり、総合的な見地で事業を推進する予定である。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	✓		「地域の交流人口の増加」を活性化計画目標と定め、これを達成するために、地域連携販売力強化施設を整備することとしている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	✓		該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か	✓		事業実施期間は1年間であるが、総合的な効果が発揮されるのは整備後であるため、計画期間は効果発現期間を含めた3年間としている。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	✓		・農地の転用（農地法4条申請） R2.4 に白老町農業委員会に提出、農振法の転用を行う予定であり、許可見込みである。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	✓		交付対象額 217,068 千円（税抜き）×1/2=108,534 千円であり交付限度額の範囲内である。

1-10	活性化計画区域の設定は適切か	✓		市街化区域を除く白老町全域である。 農林地面積=35,885ha÷42,564ha≒84% 農業従事者=721人÷7,037人≒10%
------	----------------	---	--	---

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	✓		連携事業の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業と共に0から整備している事業であるため、他の助成によって実施したものではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	✓		施工に当たっては、有資格者による各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討と施工管理を行うこととし、十分な安全性と検査体制が確保される見通しである。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉕の木材利活用促進施設、㉖の地域資源活用交流促進施設、㉗の地域連携販売力強化施設、㉘の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉙の教養文化・知識習得施設、㉚の地域資源活用起業支援施設及び㉛の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	✓		㉗地域連携販売力強化施設（地産地消レストラン）であり、木造建物としている。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	✓		有資格者に要る設計とし、処理・確認事項についても各種基準を満たしている。

2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	✓		本事業と関連なし。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	✓		交付対象とする施設は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき、木造建物飲食店用として耐用年数は20年である。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	✓		農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づいて算定を行っている。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	✓		農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づいて算定を行い、効果は2.14である
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	✓		事業実施主体は（株）徳寿ファームであり、計画主体が指定した者である。本事業は「地域の交流人口の増加」を図るもので、各種要件を満たすものである。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	✓		本計画主体は白老町であり、「地域の交流人口の増加」を図るものであり、個人に対する交付ではない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	✓		0からスタートする事業であり、当該施設の整備による入込み客数増加を3か年に分けて推測した。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	✓		近隣市町村にはない事業内容であり、ニーズに応じた利用が見込まれる。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	✓		本施設は、季節によって入込客数や客層が大きく異なるため、季節別の入込客数等の見込みを試算している。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携	✓		当該施設の規模や設置場所、地域に他の施設との有機的な連携

	携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか			は、活性化計画に記載されている。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	✓		ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略については活性化計画及び事業実施計画に記載されている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	✓		従業員として女性を雇用する予定である。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	✓		見積書をもとに目標を達成するための必要最低限の積算をしており、過大ではない。
	建設・整備コストの低減に努めているか	✓		特殊な工法を用いず一般的な工法とし、合理的な計画をすると共に建設・整備コストの低減に努めている。
	附属施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	✓		外構工事及び駐車場整備は必要であり、汎用性の高い物については交付対象とはしていない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	✓		備品は交付対象としていない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	✓		本事整備予定場所は、道道大滝線沿いに位置し、後志圏からの入込も見込まれ、4月24日にオープンする国立博物館ウポポイからは、約10km地点に位置し立地性・利便性は見込まれる。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	✓		当該施設は事業実施主体が所有する土地である。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	✓		該当なし。
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の③高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並び	✓		該当なし。

	に処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 4 の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか			
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）	✓		延床面積は 681.119 m ² である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。（既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか）	✓		681.119 m ² ×29 万円=197,525 千円
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	✓		既存している白老牛提供店 5 店舗に加え、令和 2 年 4 月にオープン予定の白老町観光インフォメーションセンターと相互連携を推進する予定である。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	✓		原状ブランド化されている【白老牛】の他、地域産物を使った加工品の開発など販売力強化及びブランド化に必要な施設である。
	1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	✓		1 年を通して、運営するものである。
	6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	✓		連携事業の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業と共に 0 から整備しているため、6 次産業化及び女性の従業員の雇用を予定しており各種の促進に寄与する施設である。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	✓		本町の予算は、R2 年度補正予算として取り扱う予定であり、事業実施主体も R2 年度の予算として確保している。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	✓		町の規定に基づき、一般競争入札若しくは指名競争入札により選定予定。

2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	✓		維持管理計画を策定し、施設の管理・更新については、2週間に一度スーパーバイザー（店舗指導委員）が店舗並びに外装を確認しその都度対応する予定。現在、事業実施主体のグループが抱えている焼き肉店でも本システムを導入済み。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	✓		収支計画は策定済み。 経営診断済み。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	✓		該当なし。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	✓		他の事業への重複申請はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	✓		本事業は「地域の交流人口の増加」を目的とする事業である。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	✓		地域の活性化のための施設整備であり、他の施策において交付対象となる施設ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	—		

注 1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。